

人事行政の運営等の状況

令和6年12月

仁淀川町

第1 職員の任免及び職員数に関する状況

1 採用、退職の状況

令和5年度に採用された職員及び退職した職員は、次のとおりです。

区 分	採用	退職		
		定年	勸奨	その他
一般行政職	3	4	1	1
技能労務職	0	0	0	0
医師職	0	0	0	0
医療技術職	0	0	0	0
再任用	4	0	0	1
合計	7	4	1	2

2 職員数の状況

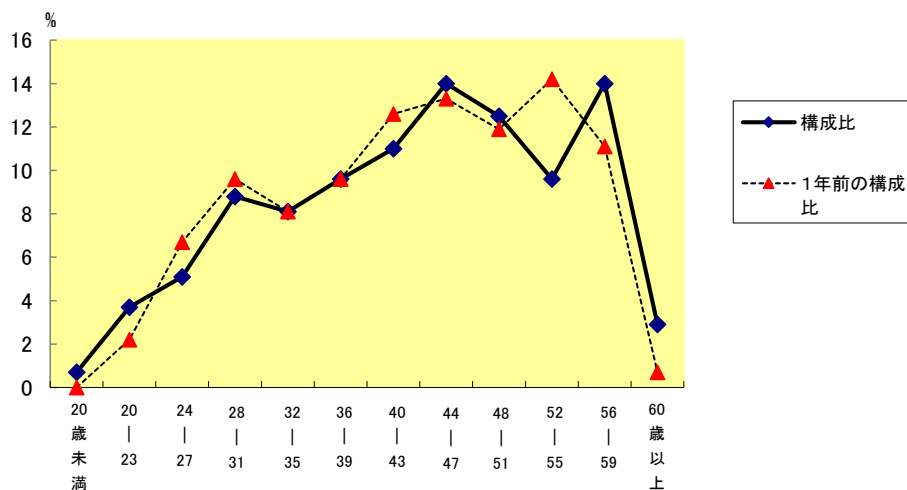
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門 区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 　　　　　 増 　　　　　 減 　　　　　 理 　　　　　 由
			令和6年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
		総 務	33	33	0	
		税 務	8	9	-1	
		民 生	11	11	0	
		衛 生	15	15	0	
		農 林 水 産	10	10	0	
		商 工	3	2	1	
		土 木	11	11	0	
		計	93	93	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 197.68 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 (R5年4月1日数値) 172.11 人)
	教 育 部 門		12	11	1	
小 計		105	104	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 221.31 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 (R5年4月1日数値) 201.16 人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院		18	18	0	
	水 道		2	2	0	
	そ の 他		11	11	0	
	小 計		31	31	0	
合 計			136 [196]	135 [196]	1 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 287.92 人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 1	人 5	人 7	人 12	人 11	人 13	人 15	人 19	人 17	人 13	人 19	人 4	人 136
構成率	% 0.7	% 3.7	% 5.1	% 8.8	% 8.1	% 9.6	% 11.0	% 14.0	% 12.5	% 9.6	% 14.0	% 2.9	% 100.0

(注)1 職員数は一般職に属する職員のうち教育長を除いた人数である。

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減 数(率)
一 般 行 政	106	102	101	96	93	93	△13 (△12.2)
教 育	13	14	14	12	11	12	△1 (△7.7)
消 防	0	0	0	0	0	0	0 (0)
普 通 会 計 計	119	116	115	108	104	105	△14 (△11.77)
公営企業等会計計	28	25	25	30	31	31	3 (△10.7)
総 合 計	147	141	140	138	135	136	△11 (△7.5)

(注)1 各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数。

第2 職員の給与の状況

1 総括

(1)人件費の状況(普通会計決算)

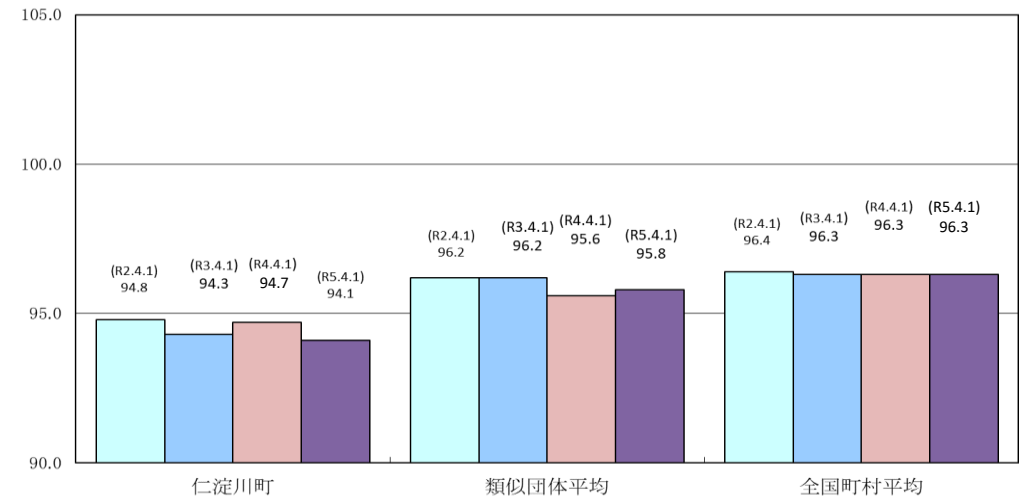
区 分	住民基本台帳人口 (5年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
5年度	4,599	6,834,240	348,190	1,124,132	16.4	14.9

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5年度	128	413,279	51,867	160,593	625,739	4,889	5,436

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。

(3)ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(4)給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し
月例給の改定【令和5年4月から改定】 令和5年8月7日付けの人事院勧告の趣旨に沿って、民間給与との較差を解消するため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ(平均改定率0.3%)
②地域手当の見直し
なし
③その他の見直し
期末・勤勉手当の改定【令和5年12月期から改定】 期末手当の一般職の支給割合125/100 期末手当の再任用職員の支給割合を70/100 勤勉手当の一般職の支給割合を105/100 勤勉手当の再任用職員の支給割合を50/100 期末・勤勉手当の改定【令和6年度】 期末手当の一般職の支給割合122.5/100 期末手当の再任用職員の支給割合を68.75/100 勤勉手当の一般職の支給割合を102.5/100 勤勉手当の再任用職員の支給割合を48.75/100

(5)特記事項

なし

2 一般行政職給料表の状況(令和6年4月1日現在(改定前))

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
最高号給の給料月額	249,400	305,200	351,000	382,000	394,000	411,300

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
仁淀川町	43.3 歳	315,300 円	354,365 円	338,010 円
高知県	41.7 歳	309,796 円	375,027 円	330,438 円
国	42.4 歳	322,487 円	- 円	404,015 円
類似団体 (R5年4月1日数値)	41.3 歳	298,670 円	354,074 円	323,733 円

②技能労務職

区分	公務員						民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B	
仁淀川町	53.8 歳	1 人	278,900 円	278,900 円	278,900 円	-	- 歳	- 円	-	-
うち用務員	53.8 歳	1 人	278,900 円	278,900 円	278,900 円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1 歳	241,700 円	1.15	-
うちその他	歳	0 人	円	円	円	-	- 歳	- 円	-	-
高知県	60.4 歳	15 人	254,047 円	277,907 円	259,927 円	-	- 歳	- 円	-	-
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	- 円	329,178 円	-	- 歳	- 円	-	-
類似団体 (R5年4月1日数値)	52.2 歳	2 人	271,651 円	294,044 円	283,775 円	-	- 歳	- 円	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値の比較)		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
仁淀川町	4,493,300 円	- 円	-
うち用務員	3,462,128 円	3,253,900 円	1.06
うちその他	円	- 円	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されるデータを使用している。(平成30年度から令和2年度の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計してものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のために国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置が無いとした場合の値(減額前)である。

(2)職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在(改定前))

区 分		仁淀川町	高知県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	201,400 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	168,300 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	152,300 円	169,900 円	164,000 円
	中 学 卒	150,100 円	156,500 円	155,300 円

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	243,600 円	279,400 円	— 円
	高 校 卒	— 円	262,300 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

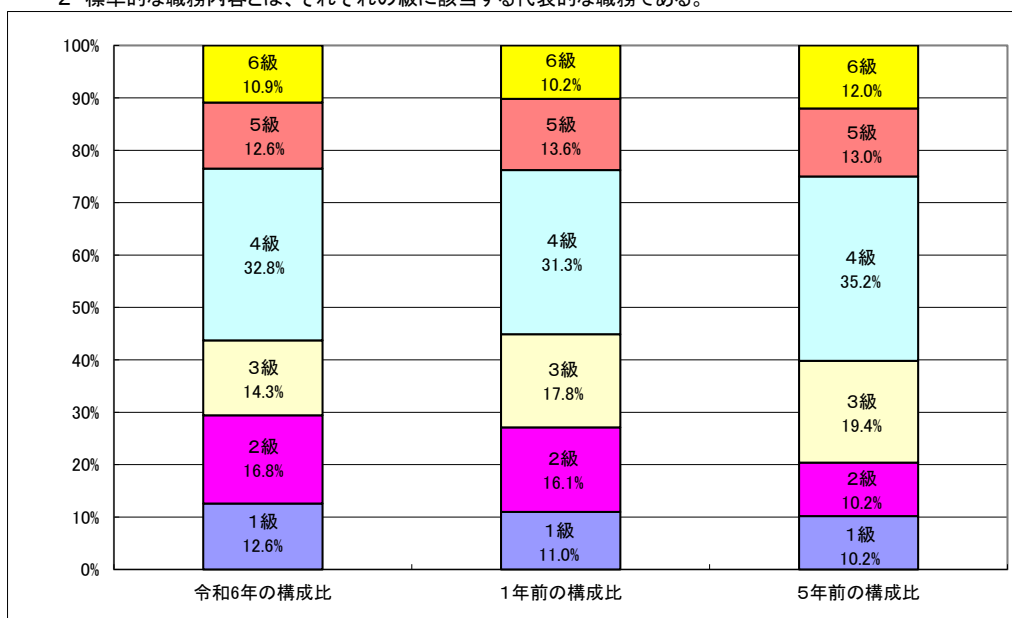
4 一般行政職の級別職員数等の状況

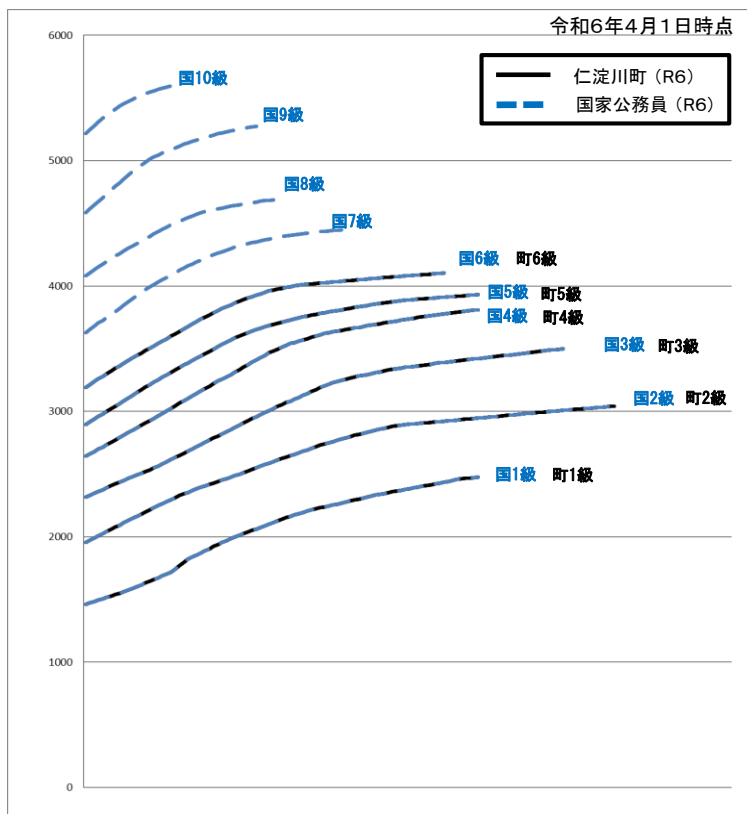
(1)一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	(令和5年度構成比)
6 級	課長	人 13	% 10.9	% 10.2
5 級	課長補佐	人 15	% 12.6	% 13.6
4 級	係長	人 39	% 32.8	% 31.3
3 級	主幹	人 17	% 14.3	% 17.8
2 級	主査	人 20	% 16.8	% 16.1
1 級	主事	人 15	% 12.6	% 11.0

(注)1 仁淀川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。





(2)昇給への人事評価の活用状況

平成22年10月より人材育成及び配置転換にかかる部分で人事評価制度を実施しており、昇給へは反映していません。

5 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

仁淀川町	高知県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,541 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,546 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 1.85 月分 (1.35)月分 (0.925)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率				
	上位、標準の成績率	○		○	○
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2)退職手当(令和6年4月1日現在)

仁淀川町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (応募認定退職2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	13,817 千円 (全退職手当受給者)				

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 退職手当の支給水準の見直しにより、退職手当に係る調整率を、本町では平成25年4月1日(国は同年1月1日)から段階的に引下げており、平成26年3月31日(国は同年9月30日)までは100分の98、平成26年4月1日から平成27年3月31日(国は平成25年10月1日から平成26年6月30日)までは100分の92、平成27年4月1日(国は平成26年7月1日)から平成30年3月31日(国は平成29年12月31日)までは100分の87、平成30年4月1日(国は平成30年1月1日)以降は100分の83.7となる。なお、これらの引下げ後、最高限度額は、国町ともに退職理由を問わず、47.709月となる。

(3)地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	3,253 千円		
支給職員1人当たり平均支給額(令和5年度決算)	1,084 千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
2級地	16%	3人	16%

(4)特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	3,364 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	420 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	5.9 %		
手当の種類(手当数)	6種別		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	看護師等	レントゲン照射業務	日額230円
理学療法作業手当	理学療法士等	理学療法業務	月額8,000円
夜間看護手当	看護師等	深夜看護業務	1回あたり500円
特別研修手当	医師	特別研修業務	月額50,000円
施設管理手当	医師	入院施設管理業務	月額30,000円～50,000円
拘束手当	医師	勤務時間外の急患対応のための待機	日額4,000円

(5)時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	22,191 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	180 千円
支給実績(令和4年度決算)	26,119 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	211 千円

(6)その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・子以外の扶養親族 6,500円 ・子 10,000円 ・満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後最初の3月31日までの子 5,000円加算	同	-	17,079 千円	251,156 円
住居手当	・借家、借間 27,000円以下 家賃額-16,000円 27,000円超61,000円未満 (家賃額-27,000円)×1/2+11,000円 61,000円以上 28,000円	同	-	6,089 千円	196,422 円
通勤手当	・交通機関利用 実費(上限55,000円) ・交通用具利用 距離区分に応じ2,000円~12,900円	異	距離区分の最高が20km以上(国は60km以上)	10,320 千円	92,970 円
管理職手当	・課長、支所長、出納室長、参事、議事事務局長、教育次長 30,000円 ・課長補佐、教育次長補佐、教育事務所長、副参事 20,000円	異	支給額	7,980 千円	285,000 円

6 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分				給 料		月 額		等		
給 料	町 長	副 町 長	(円)	680,000 円	(円)	(参考)類似団体における最高／最低額				
						840,000 円／	416,500 円			
	議 長	副 議 長	(円)	587,000 円	(円)	705,000 円／	415,000 円			
報 酬	議 員	副 議 員	(円)	252,000 円	(円)	395,000 円／				160,000 円
						310,000 円／				140,000 円
						290,000 円／				130,000 円
期 末 手 当	町 長	副 町 長	教 育 長	(令和5年度支給割合)						
				2.45	月分					
	議 長	副 議 長	議 員	(令和5年度支給割合)						
				2.45	月分					
退 職 手 当	町 長	副 町 長	教 育 長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)		
				680,000円×在職年数×500/100		13,600千円		任期毎		
				587,000円×在職年数×300/100		7,044千円		任期毎		
				552,000円×在職年数×250/100		4,140千円		任期毎		
	備 考									

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(町長・副町長4年=48月、教育長3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

第3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間

一週間の勤務時間	38時間45分
開始時刻	午前8時30分
終了時刻	午後5時15分
休憩時間	午後0時から午後1時
週休日	日曜日及び土曜日
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日

2 休暇の種類

休暇の種類	事 由	期 間
年次有給休暇	1年ごとに付与する休暇	20日(20日以内の繰越を認める)
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	私傷病の場合90日以内(結核性疾患の場合は1年以内)
特別休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため	必要と認められる期間
	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合。 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって町長が定めるものにおける活動 (3) 前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において5日の範囲内の期間
	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため	結婚の日(結婚式か婚姻届日のどちらか当該職員の選択した日)の5日前の日から結婚の日後1年を経過する日までの町長の定める期間内における連続する5日の範囲内の期間
	8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間(男子職員も取得可能)

休暇の種類	事 由	期 間
特別休暇	職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等の場合	職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日
	職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員がこれらの子の養育のため	職員の妻の出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間内における5日の範囲内でその都度必要と認める日又は時間
	小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。))を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。)のため	一の年において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内でその都度必要と認める日又は時間
	要介護者の介護その他町長が定める世話を行なう職員が当該世話を行なうため	一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内でその都度必要と認める日又は時間
	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため	配偶者、父母 7日 子 5日 祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母 3日 孫、おじ、おば、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおばの配偶者 1日
	職員が父母の追悼のため特別な行事(父母の死亡後15年以内に行われるものに限る)のため	1日の範囲内の期間
	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため	一の年の5月から10月までの期間内における3日の範囲内の期間
	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該住居の復旧作業等のため	7日の範囲内の期間
	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため	必要と認められる期間
	地方公務員法第42条の規定によりあらかじめ計画された能力増進計画の実施	計画の実施に伴い必要と認められる期間
	女子職員の生理(生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合)	必要と認められる期間。ただし、1日を超えるときは、その超える期間については、病気休暇の規定による
	妊産婦である女子職員の健康診査及び保健指導(妊娠中の女子職員及び産後1年を経過しない女子職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条及び第13条に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合)	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
	妊娠中の女子職員の通勤緩和(妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき)	正規の勤務時間等の始め又は終わりににおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(体外受精及び顕微受精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は高齢により日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合	2週間以上6箇月以内の期間
組合休暇	職員が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合	日又は時間を単位とし、一の年において30日以内

3 育児休業等

(1) 育児休業

職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができます。

(2) 育児短時間勤務

職員の小学校就学前の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、次に掲げるいずれかの勤務形態により、職員が希望する日及び時間帯において勤務することができます。

- ① 3時間55分勤務を週5日（週19時間35分勤務） 週休日（日、土曜日）
- ② 4時間55分勤務を週5日（週24時間35分勤務） 週休日（日、土曜日）
- ③ 7時間45分勤務を週3日（週23時間15分勤務） 週休日（日、土曜日、その他に2日）
- ④ 7時間45分勤務を週2日、3時間55分勤務を週1日（週19時間25分勤務）
週休日（日、土曜日、その他に2日）

※ 月曜日から金曜日までの5日間に1日7時間45分の勤務時間が割り振られている職員以外の職員にあっては、1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるような勤務の形態とします。

(2) 部分休業

職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、1日の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で部分休業をすることができます。

第4 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分

分限処分とは、一定の事由がある場合に、職員の意に反する身分上の変動をもたらす降任、免職、休職等の処分をいいます。

（令和5年度）

処分事項	降任	免職	休職	降格	合計
成績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定めた事由による場合	0	0	0	0	0

2 懲戒処分

懲戒処分とは、一定の義務違反に対する責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする戒告、減給、停職、免職の処分をいいます。

令和5年度は下記のとおり懲戒処分を行っています。

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0

第5 職員のサービスの状況

1 年次有給休暇の取得状況

令和5年(5. 1. 1～5. 12. 31)の職員の年次有給休暇の取得状況は、次のとおりです。

対象職員数	平均取得日数
94人	16.4日

2 介護休暇の取得状況(令和5年度)

令和5年度に介護休暇を取得した職員 0人

3 育児休業及び部分休業の取得状況(令和5年度)

(1)育児休業

令和5年度中に新たに育児休業を取得した職員は、次のとおりです。

区 分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性職員	3	3	0	0	0	0	0
女性職員	1	0	1	0	0	0	0

(2)部分休業

区 分	部分休業 取得者数	部分休業承認期間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	5	0	1	1	0	0	3

区 分	部分休業 取得者数	1日の部分休業取得時間			
		30分以下	30分超え60分以下	60分超え90分以下	90分超え
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	5	0	1	0	4

4 職務専念義務免除の状況

地方公務員法第35条の規定により職員は法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用い、地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとされています。ただし、次の事由に該当する場合は、あらかじめ任命権者の承認を得て職務に専念する義務を免除されることがあります。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、任命権者が特に定める場合

第6 職員の研修及び人事評価の状況

1 研修の状況

こうち人づくり広域連合が行う各種の研修を職員が受けています。令和5年度の受講実績は、次のとおりです。

研修区分	研修内容	受講者数
階層別研修	職員の資質向上のための各階層別の研修 (採用3・10年目、係長、課長、管理職等)	48
能力向上・開発研修	各専門分野における能力向上のための研修 (パソコン・地域づくり・政策法務等)	61
その他	調査研究事業への参加	0

2 人事評価の状況

平成22年10月(後期)より人材育成及び適切な配置転換にかかる部分について活用しています。
(昇給、昇格にかかる部分等については、昇格の検討の参考にしています。)

第7 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 職員の福祉

(1) 労働安全管理衛生体制

衛生管理者を町長部局に1人、安全衛生推進者を各支所・保健福祉課・職員組合員に各1人選任を行っていますが、学校と教育委員会については選任に向けて調整中です。

(2) 福利厚生

地方公務員法第42条に基づき、職員の健康、元気回復その他厚生に関する福利厚生事業として、高知縣市町村職員互助会の実施する事業を利用しています。

高知縣市町村職員互助会は、県内の市町村や一部事務組合等、65団体で組織されています。また、高知縣市町村職員互助会の運営は、市町村等職員の掛金(個人負担)と市町村等の負担金(公費負担)により行なわれています。

掛金(個人負担) 標準報酬月額5.0/1000
負担金(公費負担) 標準報酬月額5.0/1000

① 高知縣市町村職員互助会への支出状況等

	本町会員数	職員掛金 (個人負担分)	負担金 (公費負担分)
令和5年度予算	254人	4,350千円	4,350千円
令和6年度予算	260人	4,650千円	4,650千円

② 事業内容

・助成事業

短期人間ドック利用助成 (令和5年度受診者数 124人)
脳ドック利用助成 (令和5年度受診者数 13人)
保養施設利用助成 (令和5年度利用者数 5人)

・厚生事業

会員の福利厚生を目的とした研修や行事等の実施に対し助成

・給付事業

会員等の病気やけが、出産、死亡等に対して給付

(3) メンタルヘルス対策

① ストレスチェックの実施

② 産業医によるメンタル相談

2 公務災害・通勤災害

令和5年度 0 件

3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

令和5年度 0 件

4 職員に対する不利益処分に関する不服申立ての状況

令和5年度 0 件

第8 職員の競争試験及び選考の状況

1 競争試験の状況

(令和5年度)

単位:人

区分	職種	受験者数			最終合格者数			採用決定者数			前年度採用 定者数	決
		男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計		
初級試験	一般行政	13	2	15	3	1	4	3	1	4	3	
初級試験	土木技術										0	
初級試験	保健師										0	
初級試験	歯科衛生士										0	
初級試験	理学療法士										0	
その他の試験	看護師										0	
その他の試験	医師										0	
計		13	2	15	3	1	4	3	1	4	3	

2 選考採用の状況

令和5年度は選考採用していません。